

平成 23 年度第 2 回競争契約監視委員会 議事概要

日時：平成 23 年 11 月 14 日（月） 9 時 30 分～12 時 00 分

場所：東京ステーションコンファレンス

出席：委 員：愛知工業大学 長瀧重義特任教授（委員長）
白鷗大学法科大学院 鈴木孝之教授（委員長代理）
筑波大学法科大学院 藤村和夫教授
早稲田大学理工学術院 柴山知也教授

N A A：高橋取締役常務執行役員、加藤取締役常務執行役員、草野専務執行役員、
木村執行役員（工務部長）、笹本施設保全部長、竹中給油事業部長、
鈴木調達部長
法務コンプライアンス部、給油事業部、調達部

議事：

1. 高橋取締役常務執行役員挨拶

2. 契約状況等について

法務コンプライアンス部、調達部より、工事等に関する契約状況、随意契約理由、
取引停止措置の状況について説明

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
工事(随意契約)における「震災エプロン照明灯柱補修工事その1」及び「震災エプロン照明灯柱補修工事その2」が、他の工事に比べ契約制限価格に対する最終見積額の比率が低い、どのような事情によるものか。	震災といった事情を考慮して、価格交渉の中で値引きに応じてもらったものである。
工事(企画競争)における「デジタルサイネージシステム整備工事」が企画競争になったのはなぜか。	本件は、ターミナル内に設置するデジタルサイネージシステムの購入及び据え置き工事であるが、デジタルサイネージ自体が広告媒体としての機能性やデザイン性を重視する為、価格面を含めた企画提案を求めたプレゼン形式となる企画競争型を採用した。

	デジタルサイネージは広告媒体としての機能性やデザイン性が各社により大きく異なるため、それらをメインの評価項目として、そこに価格点も含めて企画提案を求めたものである。
取引停止状況について、起訴された段階で取引停止措置となっているが、その後刑が確定した場合に、別途新たな措置を講じるのか。 また、取引停止措置を受けた後に容疑が晴れて業者が損害を受けた場合、損害算定の基準はあるのか。	新たな措置は講じない。 起訴の段階で取引停止措置を講じ、その後容疑が晴れた場合には措置を停止することとなる。 損害算定については、基準は定めていない。
設計業務は随意契約が多いが、これが競争契約になることはないのか。	N A A 子会社が設計できるまでに育ててきたことや、2011 年度上半期の設計業務は、既存施設設計との整合、及び時間的に非常に急いでいたという事情があり、随意契約とした。
設計変更によって契約金額に変動があった場合、設計業者と設計を認めた N A A のどちらに責任があるのか。	設計会社の技術の問題に起因するものは、設計会社が責任を負うこととしている。

3. 総合評価方式について

以下の 2 件について、調達部及び工務部より工事概要及び契約方式を説明

西側誘導路舗装その他工事

木の根トンネル補強工事

委員からの質問・意見	N A A からの回答
総合評価方式実施案件において、地元企業に対する地域点を採用しているが、地域点導入の効果や分析をどのように考えているか。 また、技術点が高いことにより価格点を逆転して契約に至ったものがほとんどないが、	総合評価ガイドラインによると、地域点の加点は 1~2 点としており、地域の業者の参入促進として、トライアルで開始したばかりであることから、今後、点数の増加を含めて検討したい。

<p>技術点と価格点の比率などについて、評価結果や技術点の中身の分析についてもどのように考えているか。</p> <p>総合評価の方法については、これで良いのか常に反省しつつ、建設等の業界の状況も見ながら進めていってほしい。</p>	<p>各社の技術点に大きな差がない場合は、価格点に大きく左右される。今後、技術点については、評価結果を分析し、技術力を一層反映するよう、検討していきたい。</p>
---	---

4. 低見積調査について

以下の3件について、調達部、工務部、施設保全部及び給油事業部より工事概要及び契約方式を説明

木の根トンネル補強工事

構内道路情報板設備撤去工事

パイプライン計装制御設備更新工事

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
<p>「木の根トンネル補強工事」において、実際には設計と異なる工法が採用されているという事は、設計が過大になっていることにつながるのか。</p>	<p>本工事については、工期が短いことと鉄道近傍の工事であることを考慮して、より安全サイドに立った慎重な設計となっているが、これは多くの業者が競争に参加できるような工法を採用したものであり、標準案としてはやむを得なかったと考える。</p>
<p>技術点評価の加点レンジについて、同工事については標準型総合評価方式を実施しているが、何か規定があるのか。</p>	<p>規定があるわけではなく、工事ごとに決定している。</p>
<p>「構内道路情報板設備撤去工事」について、低見積調査時には何を調査するのか。</p> <p>また、更新時期に来ていたにもかかわらず除却損を計上しているが、これは減価償却が済んだものであるのか。</p> <p>さらに、ここでいう成果品作成とは何か。</p>	<p>本工事は撤去工事の為、建造物などの成果品が残るわけではないので、下請けや産廃処理等が適切かを確認している。</p> <p>情報板本体や架台は帳簿上1%の残存簿価があり、取得価格が大きかったため多額の除却損が発生したということである。</p> <p>成果品とは、工事後に提出される完成図書のことであり、本件においては撤去した</p>

	もの残置したもの等をきちんと記載して資料として残しておくものである。
低見積の弊害としては、下請け企業、安全管理、工事環境などへのシワ寄せがあるので、十分に注意すべきである。	わかりました。
<p>「パイプライン計装制御設備更新工事」について、落札業者は他社と比べると価格の安さが目立つが、システムをよく理解せずに応札してきたということはないのか。</p> <p>また、運用支援体制の評価点が低いことは、運用開始後、問題はないのか。</p> <p>総合評価方式において危惧すべきはできもしないことを提案してきたり、仕様をよく理解せずに安易に価格を落とす業者がいることであり、これらを未然に防止する方策が大事である。</p>	<p>パイプラインは重要施設であることから、別途ヒアリングの場を設け、工事の履行について丁寧に確認している。理解していないという所はなかった。</p> <p>落札業者は唯一製造メーカーでもあり、その利点を最大限生かしたことで、色々と工夫をして低価格を設定できたとしている。</p> <p>運用後の支援体制についてもN A Aが求めていることを相手方と確認している。</p>

5. 無効及び不調案件

以下の1件について、調達部及び施設保全部より説明

H23 積算電力量計の購入

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
特になし	

6. その他

見積額の高止まり傾向(舗装)に関するヒアリングについて、調達部より説明

2ビルのLCC施設等整備予定について、調達部より説明

委員委嘱期間の継続について、事務局より説明

7. 全体を通しての意見

委員からの意見
N A A の競争契約に関しては、概ね適正に機能している。

8. 草野専務執行役員閉会挨拶

次回の委員会は平成 24 年 6 月 15 日（金）に開催予定。